

# 条 例 議 案 の 概 要

—平成 23 年 10 月定例会—

## 目 次

議案第 115 号 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について.....	1
議案第 116 号 盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について.....	41
議案第 117 号 盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について.....	42
議案第 118 号 盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について.....	59
議案第 119 号 盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例について.....	63
議案第 120 号 盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について.....	65
議案第 121 号 盛岡市産業支援センター条例の一部を改正する条例について.....	74
議案第 122 号 盛岡市老人福祉センター条例及び盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について.....	81

議案第 115 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人の市民税における寄附金控除の拡充、罰則の見直し及び肉用牛の売却による農業所得の課税特例の延長を行うとともに、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税における寄附金控除の拡充

個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象について、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち市長が別に定めるもの（住民の福祉の増進に寄与する寄附金）を追加するなど、対象を拡充する。

【参考（地方税法改正内容）】

寄附金税額控除の適用下限額（法改正前） 5,000円 ⇒ （法改正後） 2,000円

(2) 罰則の見直し

ア 次の過料を新設する。（上限10万円）

(ア) たばこ税に係る不申告に関する過料

(イ) 特別土地保有税に係る不申告に関する過料

イ 次の過料の上限を10万円に引き上げる。（現行 3万円）

(ア) 市民税の納税管理人に係る不申告、市民税に係る不申告及び退職所得申告書の不提出に関する過料

(イ) 固定資産税の納税管理人に係る不申告及び固定資産に係る不申告に関する過料

(ウ) 軽自動車税に係る不申告等に関する過料

(エ) 特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料

ウ 次の罰金の上限を30万円に引き上げる。（現行 3万円）

入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罰金

(3) 肉用牛の売却による農業所得の課税特例の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の期間を平成27年度まで延長する。

（現行：平成24年度まで）

3 施行期日

(1) 2-(1) 公布の日

(2) 2-(2) 公布の日から起算して2月を経過した日

(3) 平成25年1月1日

【第1条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号
目次	目次
第1章 総則 第1節 通則（第1条～第6条） 第2節 賦課徴収（第7条～第25条）	第1章 総則 第1節 通則（第1条～第6条） 第2節 賦課徴収（第7条～第25条）
第2章 普通税 第1節 市民税（第26条～第45条の18） 第2節 固定資産税（第46条～第72条） 第3節 軽自動車税（第73条～第83条） 第4節 市たばこ税（第84条～第118条） 第5節 特別土地保有税（第118条の2～ <u>第118条の13</u> ）	第2章 普通税 第1節 市民税（第26条～第45条の18） 第2節 固定資産税（第46条～第72条） 第3節 軽自動車税（第73条～第83条） 第4節 市たばこ税（第84条～第118条） 第5節 特別土地保有税（第118条の2～ <u>第118条の12</u> ）
第3章 目的税 第1節 入湯税（第119条～第131条） 第2節 都市計画税（第132条～第137条） 第3節 国民健康保険税（第138条～第150条）	第3章 目的税 第1節 入湯税（第119条～第131条） 第2節 都市計画税（第132条～第137条） 第3節 国民健康保険税（第138条～第150条）
附則 第2章 普通税 第1節 市民税 (市民税の納稅管理人に係る不申告に関する過料) 第29条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納稅義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納稅管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、 <u>10万円</u> 以下の過料に処する。 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。	附則 第2章 普通税 第1節 市民税 (市民税の納稅管理人に係る不申告に関する過料) 第29条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納稅義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納稅管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、 <u>3万円</u> 以下の過料に処する。 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

改正後	改正前
<p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。        (寄附金税額控除)</p> <p><u>第36条の6 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金錢を支出した場合においては、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u></p>	<p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。        (寄附金税額控除)</p> <p><u>第36条の6 所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金錢（第3号から第12号までに掲げるものに関しては、別に定める。）を支出し、当該寄附金又は金錢の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納稅義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u></p> <p>(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納稅義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納稅義務者に及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、施行令第7条の17各号の規定により定めるもの</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>(4) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関するもの）</p>

改正後	改正前
連するものに限る。)	るものに限る。)
ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	(5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	(6) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人（第2号に掲げるものを除く。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	(7) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人又は公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	(8) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	(9) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	(10) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭	(11) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）	(12) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）
(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち市長が別に定めるものに対する当該特定非	

## 改正後

## 改正前

営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に  
関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるも  
のを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算  
した金額とする。

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同  
項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の  
各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額  
の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第36条の3及び  
前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超  
えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第36条の3第2項に規定する課税総所得金額（以  
下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、  
当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金  
額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金  
額が零以上であるとき、当該控除後の金額について、次表の左欄に掲げ  
る金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税  
総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金  
額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第36条の3第2項に規定  
する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」とい  
う。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項におい  
て「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総

改正後	改正前
<p>(市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。),小規模企業共済等掛金控除額,生命保険料控除額,地震保険料控除額,寡婦(寡夫)控除額,勤労学生控除額,配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除,法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除,同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金)(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する</p>	<p>所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合(ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合)</p> <p>ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。),小規模企業共済等掛金控除額,生命保険料控除額,地震保険料控除額,寡婦(寡夫)控除額,勤労学生控除額,配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除,法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除,同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6</p>

改正後	改正前
<p>特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人（除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。及び第2項の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。</p>	<p>の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。</p>

改正後	改正前
<p>6 第26条第1項第1号の者は、第36条第3項第1項(同項第2号に掲げる寄附金等に係る部分に限る)の規定により、当該年次課税金額の納付を要する場合に當てて、3月15日までに、施行規則第5号の5の規定による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	
<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>	<p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>
<p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p>
<p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第26条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第26条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p>
<p>第38条の2 第26条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。</p>	<p>第38条の2 第26条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。</p>
<p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2</p>	<p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2</p>

改正後	改正前
<p>第3項に規定する事項を除く。) のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。            (市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第38条の3 市民税の納税義務者が第38条第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円以下</u>の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。            (退職所得申告書)</p> <p>第45条の15 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市の区域内に住所を有するものは、その支払を受ける時までに、施行規則第5号の9様式による申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。            (退職所得申告書の不提出に関する過料)</p> <p>第45条の16 正当な理由がなくて前条第1項の規定による退職所得申告書を</p>	<p>第3項に規定する事項を除く。) のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。            (市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第38条の3 市民税の納税義務者のうち第38条第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>30,000円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。            (退職所得申告書)</p> <p>第45条の15 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市の区域内に住所を有するものは、その支払を受ける時までに、施行規則第5号の9様式による申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。            (退職所得申告書の不提出に関する過料)</p> <p>第45条の16 正当な理由がなくて前条第1項の規定による退職所得申告書を</p>

改正後	改正前
その提出期限までに提出しなかつた者は、 <del>100,000円</del> 以下の過料に処する。	その提出期限までに提出しなかつた者は、 <del>300,000円</del> 以下の過料に処する。
2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。	2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。	3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
第2節 固定資産税 (固定資産税の課税標準)	第2節 固定資産税 (固定資産税の課税標準)
第51条 基準年度（昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数を経過するごとの年度をいう。以下同じ。）に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。	第51条 基準年度（昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数を経過するごとの年度をいう。以下同じ。）に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。
2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度（基準年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか、又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。	2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度（基準年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか、又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
(1) 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情 (2) 町村の区域の全部若しくは一部の区域の編入	(1) 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情 (2) 町村の区域の全部若しくは一部の区域の編入
3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度（第2年度の翌年度（昭	3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度（第2年度の翌年度（昭

改正後	改正前
<p>和33年度を除く。)をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下この項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋(以下「第2年度の土地又は家屋」という。)に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において第2項各号に掲げる事情があるため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準</p>	<p>和33年度を除く。)をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下この項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋(以下「第2年度の土地又は家屋」という。)に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において第2項各号に掲げる事情があるため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準</p>

改正後	改正前
する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。	する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
6 第3年度において新たに固定資産税を課すこととなる土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。	6 第3年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
7 債却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該債却資産の価格で債却資産課税台帳に登録されたものとする。	7 債却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該債却資産の価格で債却資産課税台帳に登録されたものとする。
8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。	8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。
9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項、第63条第1項第8号及び第64条の2において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。	9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項、第63条第1項第8号及び第64条の2において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。	10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。
(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)	(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)
第54条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し <u>10万円</u> 以下の過料に処する。	第54条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し <u>3万円</u> 以下の過料に処する。
2 前項の過料の額は情状により、市長が定める。	2 前項の過料の額は情状により、市長が定める。
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。	3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

改正後	改正前
(固定資産に係る不申告に関する過料)	(固定資産に係る不申告に関する過料)
第65条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第64条の2又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対して <u>10万円</u> 以下の過料に処する。	第65条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第64条の2又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対して <u>3万円</u> 以下の過料に処する。
2 前項の過料の額は情状により、市長が定める。	2 前項の過料の額は情状により、市長が定める。
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。	3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
第3節 軽自動車税	第3節 軽自動車税
(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)	(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)
第79条 正当な理由がなくて前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかつた軽自動車等の所有者等又は第73条第2項に規定する軽自動車等の売主は、 <u>10万円</u> 以下の過料に処する。	第79条 正当な理由がなくて前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかつた軽自動車等の所有者等又は第73条第2項に規定する軽自動車等の売主は、 <u>3万円</u> 以下の過料に処する。
2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。	2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。	3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
第4節 市たばこ税	第4節 市たばこ税
(たばこ税に係る不申告に関する過料)	
第90条 第2項の規定による納稅管理人に係る不申告に係る過料は、事由がなくて第90条第1項又は第91条の規定による申告書に当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出せなかつた場合においては、その者に対して <u>10万円以下</u> の過料に処する。	
2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。	
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。	
第5節 特別土地保有税	第5節 特別土地保有税
(特別土地保有税の納稅管理人に係る不申告に関する過料)	(特別土地保有税の納稅管理人に係る不申告に関する過料)
第118条の4 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納稅義務	第118条の4 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納稅義務

改正後	改正前
<p>者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納稅管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合には、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徵収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。</p>	<p>者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納稅管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合には、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徵収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。</p>
(特別土地保有税の申告納付)	(特別土地保有税の申告納付)
<p>第118条の10 特別土地保有税の納稅義務者は、法第599条第1項の申告書を同項各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める納期限までに市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2. 特別土地保有税の納稅者は、法第600条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第599条第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第118条の12において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>第118条の10 特別土地保有税の納稅義務者は、法第599条第1項の申告書を同項各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める納期限までに市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 特別土地保有税の納稅者は、法第600条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第599条第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第118条の12において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。</p>
(特別土地保有税の減免)	(特別土地保有税の減免)
<p>第118条の11 特別土地保有税の納稅義務者が同項の事由がなくて前条第1項の規定による申告書と同様に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合には、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徵収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。</p>	<p>第118条の11 特別土地保有税の納稅義務者が同項の事由がなくて前条第1項の規定による申告書と同様に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合には、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徵収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。</p>
(特別土地保有税の減免)	(特別土地保有税の減免)
<p>第118条の12 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市</p>	<p>第118条の12 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市</p>

改正後	改正前
<p>長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に對して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1) 公益のために直接専用する土地</p> <p>(2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地</p> <p>(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの</p>	<p>長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に對して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1) 公益のために直接専用する土地</p> <p>(2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地</p> <p>(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの</p>
<p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況</p>	<p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況</p>
<p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p><del>第618条第3項第3号</del> 特別土地保有税の納稅義務者は、法第607条、第609条又は第610条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p><del>第618条第3項第2号</del> 特別土地保有税の納稅義務者は、法第607条、第609条又は第610条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合には、その不足税額に法第599条第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限（法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徵収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下この項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について、年7.3パーセント）</p>	<p>2 前項の場合には、その不足税額に法第599条第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限（法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徵収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下この項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について、年7.3パーセント）</p>

改正後	改正前
<p>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>第3章 目的税 第1節 入湯税 (入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)</p> <p>第131条 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載せず若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によつて保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、<u>30万円</u>以下の罰金刑を科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、前項の罰金刑を科する。</p> <p>第2節 都市計画税 (都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第132条 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市</p>	<p>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>第3章 目的税 第1節 入湯税 (入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)</p> <p>第131条 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載せず若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によつて保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、<u>30,000円</u>以下の罰金刑を科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、前項の罰金刑を科する。</p> <p>第2節 都市計画税 (都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第132条 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第23項、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市</p>

改正後	改正前
<p>計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。</p> <p>4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>	<p>計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。</p> <p>4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>
<p>第3節 国民健康保険税</p> <p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p>	<p>第3節 国民健康保険税</p> <p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p>
<p><u>第5条の4 第36条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項又は附則第25条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第36条の6第2項に規定する特例控除額は同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。</u></p>	<p><u>第5条の4 第36条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項又は附則第25条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第36条の6第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納稅義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納稅義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。</u></p> <p>(1) 第36条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第36条の6第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>(2) 第36条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第36条の6第2項第1号の表の左欄に掲げ</p>

改正後	改正前
	る金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
	(3) 前年中の所得について附則第21条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
	(4) 前年中の所得について附則第21条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
	(5) 前年中の所得について附則第20条第1項、附則第22条第1項、附則 第24条の2第1項又は附則第25条の3第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第6条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 法附則第6条第4項に規定する場合	第6条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる 売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した 肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象 飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000 頭以内である場合に限る。）において、第38条第1項の規定による申告書 (その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出 されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を 含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（こ れらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市 長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市 民税の所得割の額
において、第38条第1項の規定による申告書 (その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出 されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を 含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（こ れらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市 長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市 民税の所得割の額	において、第38条第1項の規定による申告書 (その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出 されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を 含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る同法 第 25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（こ れらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市 長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市 民税の所得割の額（前年の第35条第1項に規定する総所得金額に係る市民 税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合におけ る同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）を 免除する。
2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に 規定する場合	2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が 前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該 各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象

改正後	改正前
<p>において、第38条第1項の規定による申告書に<u>肉用牛</u>の売却に係る<u>租税特別措置法第25条第2項第2号</u>に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、<u>法附則第6条第5項各号に掲げる金額</u>の合計額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする。      (読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、<u>第22項</u>、<u>第23項</u>、<u>第25項</u>、<u>第27項</u>、<u>第29項</u>、<u>第30項</u>若しくは<u>第32項</u>又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は<u>第28項</u>」とあるのは、「若しくは<u>第28項</u>」又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。      (上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 当分の間、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法</p>	<p>飼育牛に該当しないもの又は免稅対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免稅対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免稅対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第38条第1項の規定による申告書に<u>その肉用牛</u>の売却に係る<u>同法第25条第2項第2号</u>に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、<u>次に掲げる金額</u>の合計額とする。</p> <p>(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における昨年の総所得金額につき、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする。      (読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、<u>第26項</u>、<u>第30項</u>、<u>第31項</u>、<u>第34項</u>、<u>第36項</u>、<u>第40項</u>、<u>第41項</u>若しくは<u>第43項</u>又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は<u>第31項</u>から<u>第33項</u>まで」とあるのは、「若しくは<u>第31項</u>から<u>第33項</u>まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。      (上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 当分の間、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法</p>

改正後	改正前
<p>第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第35条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。</p>	<p>第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第35条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。</p>
<p>2 市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p>
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。</p>	<p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。</p>
<p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」</p>	<p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」</p>

改正後	改正前
と、第36条の6第1項前段	と、第36条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段
、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と	、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。	(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)
第21条 市民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。	第21条 市民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

改正後	改正前
(1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の7.2に相当する金額	(1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の7.2に相当する金額
(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額	(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額
2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。	2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段	(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と同項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
する。	

改正後	改正前
(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第22条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。	第22条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の长期譲渡所得の金額に対し、长期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する长期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税长期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第24条第1項に規定	2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第24条第1項に規定

改正後	改正前
する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。	する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段	(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、
第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得	(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得

改正後	改正前
<p>割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租稅特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡所得による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課稅短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>4 第1項の場合において、同項に規定する課稅短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1</p>	<p>割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租稅特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡所得による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課稅短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>4 第1項の場合において、同項に規定する課稅短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1</p>

改正後	改正前
項の計算を行うものとする。	項の計算を行うものとする。
5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。	(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段	(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。	(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。



改正後	改正前
<p>額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の</p>	<p>額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の</p>

改正後	改正前
100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。	100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項 の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段 、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と する。	(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税	(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税

改正後	改正前
の所得割の額」とする。 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	の所得割の額」とする。 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第25条の5 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。	第25条の5 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。	(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項 の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段	(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所

改正後	改正前
得割の額及び附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	得割の額及び附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。	(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する	3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する

改正後	改正前
<p>市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項 の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第36条の6第1項前段</u> <u>第36条の6第1項後段</u>、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>第36条の8第1項中「第35条第4項」とあるのは「附則第25条の5第4項」とする。</u></u></u></u></p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」</p>	<p>市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第36条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>同項前段</u>、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>第36条の8第1項中「第35条第4項」とあるのは「附則第25条の5第4項」とする。</u></u></u></u></p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。</p>	<p>とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。</p>
<p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>
<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法37条の4」とする。</p>	<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法37条の4」とする。</p>

【第2条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則（平成20年条例第32号）</p> <p>改正</p> <p>平成21年3月27日条例第6号</p> <p>平成21年3月31日条例第23号</p> <p>（個人の市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第45条の4の2から第45条の4の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p> <p>3 新条例第36条の6及び附則第5条の4の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第36条の6第1項各号に掲げる寄附金について適用する。</p> <p>4 新条例附則第3条の3の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。</p> <p>5 平成21年4月1日から同年12月31までの間における新条例附則第5条の4の規定の適用については、同条中「附則第20条第1項、附則第21条第1項」とあるのは「附則第21条第1項」と、同条第5号中「附則第20条第1項、附則第22条第1項」とあるのは「附則第22条第1項」とする。</p> <p>6 新条例附則第6条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、改正前の盛岡市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第6条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>7 市民税の所得割の納稅義務者が、平成21年1月1日から<u>平成25年12月31日</u>までの間に支払を受けるべき新条例附則第20条第1項に規定する上場株</p>	<p>附 則（平成20年条例第32号）</p> <p>改正</p> <p>平成21年3月27日条例第6号</p> <p>平成21年3月31日条例第23号</p> <p>（個人の市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第45条の4の2から第45条の4の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p> <p>3 新条例第36条の6及び附則第5条の4の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第36条の6第1項各号に掲げる寄附金について適用する。</p> <p>4 新条例附則第3条の3の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。</p> <p>5 平成21年4月1日から同年12月31までの間における新条例附則第5条の4の規定の適用については、同条中「附則第20条第1項、附則第21条第1項」とあるのは「附則第21条第1項」と、同条第5号中「附則第20条第1項、附則第22条第1項」とあるのは「附則第22条第1項」とする。</p> <p>6 新条例附則第6条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、改正前の盛岡市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第6条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>7 市民税の所得割の納稅義務者が、平成21年1月1日から<u>平成23年12月31日</u>までの間に支払を受けるべき新条例附則第20条第1項に規定する上場株</p>

- 式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。
- 8 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第20条第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第20条第1項」とあるのは、「附則第20条第1項（盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第32号）附則第2条第7項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。
- 9 新条例附則第25条第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第25条第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第20条第1項前段の規定により」とする。
- 10 新条例附則第24条の6の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納稅義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。
- 11 新条例附則第25条の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第25条第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 12 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第25条第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第24条の2第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第24条の2第1項並びに附則第24条の4の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第24条の4中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第25条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする」とする。
- 13 市民税の所得割の納稅義務者が平成21年1月1日前に行った旧条例附則式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。
- 8 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第20条第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第20条第1項」とあるのは、「附則第20条第1項（盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第32号）附則第2条第7項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。
- 9 新条例附則第25条第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第25条第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第20条第1項前段の規定により」とする。
- 10 新条例附則第24条の6の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納稅義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。
- 11 新条例附則第25条の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第25条第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 12 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第25条第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第24条の2第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第24条の2第1項並びに附則第24条の4の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第24条の4中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第25条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする」とする。
- 13 市民税の所得割の納稅義務者が平成21年1月1日前に行った旧条例附則

第24条の4に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

14 市民税の所得割の納稅義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第24条の3第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第24条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第24条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第24条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。

15 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第24条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第32号）附則第2条第14項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除了した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

第24条の4に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

14 市民税の所得割の納稅義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第24条の3第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第24条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第24条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第24条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。

15 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第24条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第32号）附則第2条第14項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除了した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

- 16 新条例附則第25条第4項の規定の適用がある場合における第14項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（新条例附則第25条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。
- 17 新条例附則第25条の2第3項の規定の適用がある場合における第14項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（新条例附則第25条の2第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。
- 18 新条例附則第25条の5第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第25条の5第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。
- 19 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例附則第25条の5第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。
- 16 新条例附則第25条第4項の規定の適用がある場合における第14項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（新条例附則第25条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。
- 17 新条例附則第25条の2第3項の規定の適用がある場合における第14項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（新条例附則第25条の2第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。
- 18 新条例附則第25条の5第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第25条の5第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。
- 19 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例附則第25条の5第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

【第3条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則（平成21年条例第6号） 改正 平成21年6月26日条例第26号</p> <p>3 平成22年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成23年条例第1号）第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例第36条の6の規定の適用については、同条第1項第1号ニ中「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「特定非営利活動に関する寄附金」及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第3項第3号に規定する事業に関連する寄附金」とする。</p>	<p>附 則（平成21年条例第6号） 改正 平成21年6月26日条例第26号</p> <p>3 平成22年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成23年条例第1号）第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例第36条の6の規定の適用については、同条第1項第12号ニ中「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第3項第3号に規定する事業」とする。</p>

【第4条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則（平成22年条例第31号） (施行期日) 第1条 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第73条第3項及び第74条の改正規定並びに次条第1項及び第6項の規定 公布の日 (2) 第16条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第34条第3項、第45条の5第1項から第4項まで、第45条の6第2項及び第3項並びに第87条の改正規定並びに附則第14条第1項の改正規定並びに次条第7項及び附則第4条の規定 平成22年10月1日 (3) 附則第24条の4の改正規定及び次条第5項の規定 <u>平成27年1月1日</u> (市民税に関する経過措置)	附 則（平成22年条例第31号） (施行期日) 第1条 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第73条第3項及び第74条の改正規定並びに次条第1項及び第6項の規定 公布の日 (2) 第16条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第34条第3項、第45条の5第1項から第4項まで、第45条の6第2項及び第3項並びに第87条の改正規定並びに附則第14条第1項の改正規定並びに次条第7項及び附則第4条の規定 平成22年10月1日 (3) 附則第24条の4の改正規定及び次条第5項の規定 <u>平成25年1月1日</u> (市民税に関する経過措置)
第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
2 新条例第38条の2の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。	2 新条例第38条の2の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
3 新条例第38条の2の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。	3 新条例第38条の2の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。
4 平成23年中に新条例第38条の2の3第1項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同	4 平成23年中に新条例第38条の2の3第1項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同

条第1項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 新条例附則第24条の4の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第16条、第34条、第45条の5及び第45条の6の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

条第1項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 新条例附則第24条の4の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第16条、第34条、第45条の5及び第45条の6の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 116 号

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により甚大な被害を受けたと認めたものについて、保健所の手数料を還付しようとするものである。

2 改正の内容

東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めたものについて、平成23年3月11日以後に納付された手数料の還付に関する特例を定める。

3 施行期日

公布の日

議案第 117号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

広告物等の表示又は設置の許可に係る地域又は場所の区分を改めるとともに、表示又は設置が許可されない広告物等のうち公益上やむを得ないと認められるものについて、表示又は設置を許可する特例を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 表示又は設置の許可に係る地域又は場所の区分の見直し（第5条第2項）

広告物等の表示又は設置の許可が必要な地域又は場所の区分を、盛岡市景観計画における地域区分に則した地域又は場所の区分に見直すこととする。

また、景観地区その他の良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に必要であると市長が認めた地域を指定し、その地域に合った許可基準を定めることとする。

(2) 適用除外広告物等の追加（第6条第2項第10号）

公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等として市長が指定するもののうち規則で定める基準に適合するものの表示又は設置の許可を不要とする。

(3) 公益上やむを得ないと認められる広告物等の特例（第7条）

禁止物件又は許可の基準に適合していない広告物等の中で、公益上やむを得ないと認められるものについては、盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴いて表示又は設置の許可ができることがある。

(4) 励告、違反の表示及び公表（第15条の2及び第15条の3）

違反者（設置業者、広告主又は管理者）に対し勧告するとともに、違反広告物等に違反である旨を表示できることとする。また、勧告に従わなかったときには、その旨を公表できることとする。

(5) 広告物等の区分の整理（別表）

現行の広告物等の区分を実態に合わせて、広告柱を立看板に、アーチ広告物を建植広告物に統合する。

3 施行期日

平成24年4月1日

#### 4 経過措置

- (1) 条例の施行の日前に改正前の条例による許可を受けて表示し、又は設置されている広告物等で、改正後の設置基準に適合しないものは、当該許可の期間引き続き表示し、又は設置することができることとする。
- (2) (1) の広告物等のうち簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、廣告柱、電柱巻付廣告物、電柱そで看板、廣告幕、廣告旗、のぼり及びアドバルーン）を除いた広告物等については、更新の許可を受けて、この条例の施行の日から10年間表示し、又は設置することができる。

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号 盛岡市屋外広告物条例 &lt;略&gt;     第2章 広告物等の禁止又は制限     (禁止広告物等) 第3条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。     (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの     (2) 著しく破損し、又は老朽したもの     (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの     (4) 信号機、道路標識又は道路標示に類似し、又はこれらの効用を妨げ、         若しくはそのおそれのあるもの     (5) 道路の交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるもの</p>	<p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号 盛岡市屋外広告物条例 &lt;略&gt;     第2章 広告物等の禁止又は制限     (禁止広告物等) 第3条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。     (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの     (2) 著しく破損し、又は老朽したもの     (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの     (4) 信号機、道路標識又は道路標示に類似し、又はこれらの効用を妨げ、         若しくはそのおそれのあるもの     (5) 道路の交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるもの         <u>(禁止地域等)</u> 第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物等を表示し、又は設置 してはならない。     (1) <u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地 区、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区</u>     (2) <u>景観法（平成16年法律第110号）第75条第1項に規定する条例による 規制を受ける区域又は同法第76条第1項に規定する条例による制限を受 ける区域のうち市長が指定するもの</u>     (3) <u>市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定す る市民農園の区域</u>     (4) <u>文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第78条第1項 の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地</u></p>

改正後	改正前
<p>域又は同法第109条第1項若しくは第2項若しくは第110条第1項の規定に基づき指定され、若しくは仮指定された地域若しくは同法第143条第2項に規定する条例の規定により定める地域のうち市長が指定するもの</p> <p>(5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域</p> <p>(6) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で市長が指定するもの</p> <p>(7) 緑地又は都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>(8) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域</p> <p>(9) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定に基づき指定された保存樹又は保存樹林のある地域</p> <p>(10) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項若しくは第30条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同条例第37条第1項の規定に基づき指定された記念物のうち市長が指定するものある地域</p> <p>(11) 盛岡市文化財保護条例（昭和53年条例第21号）第4条第1項若しくは第27条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同条例第31条第1項の規定に基づき指定された記念物のうち市長が指定するものある地域</p> <p>(12) 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和46年条例第50号）第8条第1項の規定に基づき指定された保護庭園、保存樹木若しくは保存建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同項の規定に基づく環境保護地区若しくは環境緑化地区のうち市長が指定するもの</p> <p>(13) 河川、湖沼、渓谷、高原、山岳又はこれらの付近の地域で市長が指定するもの</p>	

改正後	改正前
	<p>(14) 空港、駅前広場又はこれらの付近の地域で市長が指定するもの</p> <p>(15) 交通の安全を図るため必要があると認めて市長が指定する地域</p> <p>(16) 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、公会堂、病院、公衆便所、発電所又は変電所の建造物の存在する地域で市長が指定するもの</p>
	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる広告物等は、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置することができる。</p> <p>(1) <u>自家用広告物等</u></p> <p>(2) <u>公共的目的をもった道標、案内図板その他の公共的目的をもった広告物等</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げるもののほか、観光地、沿道サービス施設又は事業所等の入口等に係る道標、案内図板等で規則で定める基準に適合するもの</u></p>
	<p>3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物等は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届出をして表示し、又は設置することができる。</p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等</u></p> <p>(2) <u>公共的目的を有する法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定団体」という。）が、公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</u></p>
	<p>4 市長は、第1項の規定により地域又は場所を指定するときは、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。</p>
(禁止物件等)	(禁止物件等)
第4条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。	第5条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。
(1) 橋りょう	(1) 橋りょう
(2) 街路樹及び路傍樹	(2) 街路樹及び路傍樹
(3) 銅像及び記念碑	(3) 銅像及び記念碑
(4) トンネル、 <u>高架構造物及び分離帯</u>	(4) トンネル <u>及び高架構造物</u>

改正後	改正前
<p>(5) 石垣及び擁壁</p> <p>(6) 信号機, 道路標識, 道路上のさく, 駒止め及び里程標</p> <p>(7) 電柱, 街灯柱その他これらに類するもので市長が指定するもの</p> <p>(8) 消火栓, 火災報知機及び防火の用に供する望楼</p> <p>(9) 郵便差出箱, 信書便差出箱, 公衆電話所及び路上変電塔</p> <p>(10) 送電塔, 送受信塔及び照明塔</p> <p>(11) 煙突, ガスタンク及び水道タンク</p> <p>(12) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定に基づき指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定に基づき指定された景観重要樹木(以下「景観重要樹木」という。)</p> <p>(13) 前各号に掲げるものに準ずるもので市長が指定するもの</p> <p>2 電柱, 街灯柱その他これらに類するもの(前項第7号の規定により指定されたものを除く。)には, 立看板, はり紙又ははり札を設置し, 又は表示してはならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず, 同項第11号に掲げる物件に表示する広告物は, 規則で定めるところにより, 市長の許可を受けて表示することができる。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず, 次に掲げる広告物等は, 規則で定めるところにより, あらかじめ市長に届出をして表示し, 又は設置することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し, 又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 公共的目的を有する法人その他の団体で市長が指定するもの(以下「指定団体」という。)が公共的目的をもって表示し, 又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>5 市長は, 第1項の規定により禁止物件を指定したときは, 告示しなければならない。当該指定を変更し, 又は廃止するときも, 同様とする。</p> <p>(許可)</p>	<p>(5) 石垣及び擁壁</p> <p>(6) 信号機, 道路標識, 道路上のさく, 駒止め及び里程標</p> <p>(7) 電柱, 街灯柱その他これらに類するもので市長が指定するもの</p> <p>(8) 消火栓, 火災報知機及び防火の用に供する望楼</p> <p>(9) 郵便差出箱, 信書便差出箱, 公衆電話所及び路上変電塔</p> <p>(10) 送電塔, 送受信塔及び照明塔</p> <p>(11) 煙突, ガスタンク及び水道タンク</p> <p>(12) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定に基づき指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定に基づき指定された景観重要樹木(以下「景観重要樹木」という。)</p> <p>(13) 前各号に掲げるものに準ずるもので市長が指定するもの</p> <p>2 電柱, 街灯柱その他これらに類するもの(前項第7号の規定により指定されたものを除く。)には, 立看板, はり紙又ははり札を設置し, 又は表示してはならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず, 同項第11号に掲げる物件に表示する広告物は, 規則で定めるところにより, 市長の許可を受けて表示することができる。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず, 次に掲げる広告物等は, 規則で定めるところにより, あらかじめ市長に届出をして表示し, 又は設置することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し, 又は設置する広告物等</p> <p>(2) 指定団体</p> <p>が公共的目的をもって表示し, 又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>5 前条第4項の規定は, 第1項の規定による禁止物件の指定並びにその変更及び廃止について準用する。</p> <p>(許可)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 前条の規定により、広告物等を表示し、又は設置することが禁止される場合を除き、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による許可の申請に係る広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法が、<u>次に掲げる当該広告物等を表示し、又は設置しようとする地域又は場所の区分に応じ、規則で定める基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。</u></p> <p>(1) 良好的な景観を形成し、又は風致を維持することが必要な地域又は場所である次のいずれかに該当する地域又は場所</p> <p>ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域、同項第7号に掲げる風致地区、同項第12号に掲げる特別緑地保全地区若しくは同項第14号に掲げる生産緑地地区又は同法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち景観法第8条第1項の規定に基づき定められた盛岡市景観計画(以下「景観計画」という。)において市街地景観地域として定められた地域</p> <p>イ 都市計画法第8条第1項第2号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は第一種住居地域</p> <p>ウ 都市計画法第8条第1項第3号に掲げる第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域</p> <p>エ 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域(景観計画において景観形成地域として定められている地域を除く。)又は景観計画において田園・丘陵景観地域として定められた地域</p> <p>オ 景観計画において山地景観地域として定められた地域</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する地域又は場所</p>	<p>第6条 前2条の規定により、広告物等を表示し、又は設置することが禁止される場合を除き、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。<u>ただし、はり紙で規則で定める基準に適合するものについては、この限りでない。</u></p>

改正後	改正前
<p>ア 良好的な景観を形成し、若しくは風致を維持すること又は公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域又は場所である次のいずれかに該当する地域又は場所</p> <p>(ア) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域</p> <p>(イ) 緑地又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域</p> <p>(ウ) 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域</p> <p>(エ) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定に基づき指定された保存樹又は保存樹林のある地域</p> <p>(オ) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第4条第1項に規定する市民農園区域</p> <p>(カ) 河川、湖沼、渓谷、高原、山岳又はこれらの付近の地域で、市長が指定するもの</p> <p>(キ) 空港、駅前広場又はこれらの付近の地域で、市長が指定するものの</p> <p>(ケ) 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、公会堂、病院、公衆便所、発電所又は変電所の建造物の存在する地域で、市長が指定するもの</p> <p>(ケ) 交通の安全を図るために必要があると市長が認めて指定する地域</p> <p>イ 歴史的景観の形成及び保全が求められる地域である次のいずれかに該当する地域</p> <p>(ア) 都市計画法第8条第1項第15号に掲げる伝統的建造物群保存地区</p> <p>(イ) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条若しくは第78条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内</p>	

改正後	改正前
<p>にある地域又は同法第109条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された地域、同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された地域若しくは同法第143条第2項に規定する条例の規定により定める地区のうち、市長が指定するもの</p>	
<p>(ウ) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項若しくは第30条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同条例第37条第1項の規定に基づき指定された記念物のうち市長が指定するものある地域</p>	
<p>(エ) 盛岡市文化財保護条例（昭和53年条例第21号）第4条第1項若しくは第27条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同条例第31条第1項の規定に基づき指定された記念物のうち市長が指定するものある地域</p>	
<p>(オ) 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和46年条例第50号）第8条第1項の規定に基づき指定された保護庭園、保存樹木若しくは保存建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同項の規定に基づく環境保護地区若しくは環境緑化地区のうち市長が指定するもの</p>	
<p>(カ) 景観計画において歴史景観地域として定められた地域</p>	
<p>ウ 景観計画において河川景観保全地域又は眺望景観保全地域として定められた地域</p>	
<p>エ 都市計画法第8条第1項第6号に掲げる景観地区その他の良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に必要であると市長が認めて指定する地域</p>	
<p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物等は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届出をして表示し、又は設置することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物等は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届出をして表示し、又は設置することができる。</p>
<p>(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等</p>

改正後	改正前
(2) 指定団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの	(2) 指定団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
4 前条第5項の規定は、第2項各号に掲げる地域及び場所の指定並びにその変更及び廃止について準用する。 (適用除外)	(適用除外)
第6条 次に掲げる広告物等については、前2条の規定は、適用しない。 (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等 (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって官公署の庁舎等若しくはその敷地内に表示し、又は設置する広告物等又は管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (3) 指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等若しくはその敷地内に表示し、又は設置する広告物等又は管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件 (5) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する広告物等のうち、規則で定める基準に適合するもの (6) 天災地変、伝染病の発生等緊急かつやむを得ない場合における広告物等	第7条 次に掲げる広告物等については、前3条の規定は、適用しない。 (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等 (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって官公署の庁舎等若しくはその敷地内に表示し、又は設置する広告物等又は管理用広告物等 (3) 指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等若しくはその敷地内に表示し、又は設置する広告物等又は管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件 (5) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する広告物等のうち、規則で定める基準に適合するもの (6) 天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合における広告物等
2 次に掲げる広告物等については、前1項の規定は、適用しない。 (1) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (2) 管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等 (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等	2 次に掲げる広告物等については、第4条第1項及び前条第1項の規定は、適用しない。 (1) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (2) 管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等 (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

改正後	改正前
<p>(6) 人若しくは動物又は車両、船舶等に表示する広告物</p> <p>(7) 地方公共団体が公共的目的をもって設置する掲示板に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地内に教育的目的をもって表示し、又は設置する広告物等</p> <p>(9) <u>前条第2項第1号イ又はウに掲げる地域において表示するはり紙で、規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>(10) <u>前各号に掲げるもののほか、公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等として市長が指定するもののうち規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>3 次に掲げる広告物等については、<u>第4条第1項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>第4条第1項第5号、第10号、第11号又は第12号（景観重要樹木を除く。）に掲げる物件にその所有者又は管理者が表示し、又は設置する自家用広告物等</u>で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>4 <u>第4条第5項の規定は、第1項第5号の規定による施設若しくは物件の指定又は第2項第10号の規定による広告物等の指定並びにこれらの変更及び廃止について準用する。</u></p> <p><u>（公益上やむを得ないと認められる広告物等の表示等の許可）</u></p> <p>第7条 市長は、<u>第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、公益上やむを得ないと認められる広告物等について、盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴いて、その表示又は設置を許可することができる。</u></p> <p><u>（許可の期間及び条件）</u></p> <p>第8条 市長は、<u>第4条第3項、第5条第1項又は前条</u>の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p>	<p>(6) 人若しくは動物又は車両、船舶等に表示する広告物</p> <p>(7) 地方公共団体が公共的目的をもって設置する掲示板に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地内に教育的目的をもって表示し、又は設置する広告物等</p> <p>(9) <u>前条第2項第1号イ又はウに掲げる地域において表示するはり紙で、規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>(10) <u>前各号に掲げるもののほか、公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等として市長が指定するもののうち規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>3 次に掲げる広告物等については、<u>第5条第1項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>第5条第1項第5号、第10号、第11号又は第12号（景観重要樹木を除く。）に掲げる物件にその所有者又は管理者が表示し、又は設置する自家用広告物等</u>で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>4 <u>第4条第4項の規定は、第1項第5号の規定による施設又は物件の指定並びに</u> <u>これらの変更及び廃止について準用する。</u></p> <p><u>（許可の期間及び条件）</u></p> <p>第8条 市長は、<u>第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。</p> <p>3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p> <p>(変更等の許可)</p> <p>第9条 第4条第3項、第5条第1項又は第7条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽易な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。<u>この場合において、市長は、当該変更又は改造が第7条の規定による許可を受けた広告物等に係るものであるときは、盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができます。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(経過措置)</p>	<p>2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。</p> <p>3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p> <p>(変更等の許可)</p> <p>第9条 第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽易な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができます。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(経過措置)</p>
<p>第13条 広告物等で、第4条又は第5条の規定により広告物等を表示し、又は設置してはならない<u>物件又は地域若しくは場所</u>（以下「<u>禁止物件等</u>」という。）となった際に適法に表示され、又は設置されていたものについては、<u>当該禁止物件等</u>となった日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあっては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。</p> <p>(広告物等の滅失の届出)</p>	<p>第13条 広告物等で、第4条又は第5条の規定により広告物等を表示し、又は設置してはならない<u>地域若しくは場所又は物件</u>（以下「<u>禁止地域等</u>」という。）となった際に適法に表示され、又は設置されていたものについては、<u>当該禁止地域等</u>となった日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあっては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。</p> <p>(広告物等の滅失の届出)</p>
<p>第14条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第14条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
(除却義務) <p>第15条 広告物等を表示し、又は設置する者は、許可の期間が満了したとき又は第12条の規定に基づき許可が取り消されたときは当該満了又は取消しの日から2週間以内に、広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなったときは遅滞なく当該広告物等を除却しなければならない。第13条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合についても、同様とする。</p>	(除却義務) <p>第15条 広告物等を表示し、又は設置する者は、許可の期間が満了したとき又は第12条の規定に基づき許可が取り消されたときは当該満了又は取消しの日から2週間以内に、広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなったときは遅滞なく当該広告物等を除却しなければならない。第13条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合についても、同様とする。</p>
(違反広告物等に係る勧告及び違反の表示) <p><u>第15条の2 市長は、第3条、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項及び前条の規定に違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、当該広告物等の撤去その他必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。</u></p>	
<u>2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反する広告物等に、規則で定めるところにより、当該広告物等が違反である旨を表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができる。</u>	
(公表) <p><u>第15条の3 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</u></p>	
<u>2 市長は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</u>	
(措置命令) <p><u>第16条 市長は、第15条の2第1項に基づく勧告に正当な理由がなく従わなかったときは、その違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。</u></p>	(措置命令) <p><u>第16条 市長は、第3条、第4条第1項及び第2項、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項並びに前条の規定に違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置をその命じた者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、その命じた者が除却する旨を告示するものとする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(審議会への諮問)</p> <p>第24条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 第4条、第5条及び<u>第6条</u>の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。</p> <p>(2) <u>第4条第3項及び第5条第1項の規定による許可の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。</u></p> <p>(3) <u>第4条第4項第1号及び第2号、第5条第2項並びに第3項第1号及び第2号並びに第6条第1項第2号、第3号及び第5号、第2項第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第10号並びに第3項第1号及び第2号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。</u></p>	<p>2 市長は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置をその命じた者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、その命じた者が除却する旨を告示するものとする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(審議会への諮問)</p> <p>第24条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 第4条、第5条及び<u>第7条</u>の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。</p> <p>(2) <u>第4条第2項、第5条第3項及び第6条第1項の規定による許可の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。</u></p> <p>(3) <u>第4条第2項第3号及び第3項第2号、第5条第4項第2号、第6条第1項ただし書及び第2項第2号並びに第7条第1項第3号及び第5号、第2項第1号から第3号まで及び第7号並びに第3項第1号及び第2号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。</u></p>
<p>第3章 広告物協定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(手数料)</p> <p>第45条 この条例の規定による許可を受けようとする者、第29条第1項若しくは第3項の規定による登録を受けようとする者又は第39条第1項に規定する講習会を受けようとする者は、次に掲げる区分により手数料を納付しなければならない。ただし、<u>国、地方公共団体若しくは指定団体が広告物等を表示し、若しくは設置するための許可を受けようとするとき又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政治団</u></p>	<p>第3章 広告物協定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(手数料)</p> <p>第45条 この条例の規定による許可を受けようとする者、第29条第1項若しくは第3項の規定による登録を受けようとする者又は第39条第1項に規定する講習会を受けようとする者は、次に掲げる区分により手数料を納付しなければならない。ただし、<u>国、地方公共団体若しくは指定団体が広告物等を表示し、若しくは設置するための許可を受けようとするとき又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政治団</u></p> <p style="text-align: right;">政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政治団体が立看板、はり紙又ははり札</p>

改正後	改正前
<p>体が立看板、はり紙又ははり札を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 許可に係る手数料 別表に定める額            (2) 登録に係る手数料 10,000円            (3) 講習会受講手数料 1回につき4,000円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条、第4条第1項<u>から第3項まで及び第5条第1項</u>の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者            (2) 第9条第1項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者            (3) 第15条の規定に違反して広告物等を除却しなかった者            (4) 第16条第1項の規定に基づく市長の命令（除却命令を除く。）に違反した者            (5) 第33条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者            (6) 第40条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>附 則（平成23年条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  <u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物等（この条例による改正前の屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可を受け、この条例の施行の日以後に表示され、又は設置される広告物等を含む。）であって、この条例による改正後の盛岡市屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第3項及び第5条第1項の規定による許可に係る基準に適合しないこととなるもの（以下「既存広告物等」という。）については、次項に規定するものを除き、改正後の条例第4条第3項、第5条第1項及び第13条の規定にかかわらず、当該許可の期間は、</p>	<p>を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 許可に係る手数料 別表に定める額            (2) 登録に係る手数料 10,000円            (3) 講習会受講手数料 1回につき4,000円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条、第4条第1項<u>及び第2項、第5条第1項から第3項まで並びに第6条第1項</u>の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者            (2) 第9条第1項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者            (3) 第15条の規定に違反して広告物等を除却しなかった者            (4) 第16条第1項の規定に基づく市長の命令（除却命令を除く。）に違反した者            (5) 第33条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者            (6) 第40条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者</p> <p>&lt;略&gt;</p>

## 改正後

- 当該既存広告物等を表示し、又は設置することができる。
- 3 既存広告物等であって、改正前の条例第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けて表示し、又は設置したもの（はり紙、はり札、立看板、廣告柱、電柱巻付廣告物、電柱そで看板、廣告幕、廣告旗、のぼり及びアドバルーンを除く。）については、改正後の条例第4条第3項、第5条第1項及び第13条の規定にかかわらず、改正後の条例第8条第3項の規定に基づく更新の許可を受けて、この条例の施行の日から10年間は、当該既存広告物等を表示し、又は設置することができる。
- 4 前項の許可の基準の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第45条関係）

区分	単位	手数料
はり紙	50枚までごとに	300円
はり札	1枚につき	100円
立看板	1枚につき	350円
電柱巻付廣告物	1個につき	450円
電柱そで看板	1個につき	450円
廣告幕、廣告旗及びのぼり	1枚につき	500円
アドバルーン	1個につき	2,600円
廣告板、そで看板、建植広告物、屋上広告のもの	表示面積が1平方メートルまで 1枚又は1個につき	550円

## 改正前

別表（第45条関係）

区分	単位	手数料
はり紙	50枚までごとに	300円
はり札	1枚につき	100円
立看板	1枚につき	350円
廣告柱	1個につき	750円
電柱巻付廣告物	1個につき	450円
電柱そで看板	1個につき	450円
廣告幕、廣告旗及びのぼり	1枚につき	500円
アドバルーン	1個につき	2,600円
アーチ廣告物	1個につき	3,100円
廣告板、そで看板、建植広告物、屋上広告のもの	表示面積が1平方メートルまで 1枚又は1個につき	550円

改正後				改正前			
告物その他これらに準ずる広告物	表示面積が1平方メートルを超える3平方メートルまでのもの	1枚又は1個につき	1,050円	告物その他これらに準ずる広告物	表示面積が1平方メートルを超える3平方メートルまでのもの	1枚又は1個につき	1,050円
	表示面積が3平方メートルを超える6平方メートルまでのもの	1枚又は1個につき	1,650円		表示面積が3平方メートルを超える6平方メートルまでのもの	1枚又は1個につき	1,650円
	表示面積が6平方メートルを超える10平方メートルまでのもの	1枚又は1個につき	2,150円		表示面積が6平方メートルを超える10平方メートルまでのもの	1枚又は1個につき	2,150円
	表示面積が10平方メートルを超えるもの	1枚又は1個につき 2,150円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに700円を加算した額			表示面積が10平方メートルを超えるもの	1枚又は1個につき 2,150円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに700円を加算した額	

備考

1 ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光又は照明の装置のある広告物等に係る手数料の額は、この表により算定した額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。ただし、算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 表示面積は、表示されるすべての広告面の合計面積とする。

3 変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後の広告物等について、この表により算定した額とする。

備考

1 ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光又は照明の装置のある広告物等に係る手数料の額は、この表により算定した額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。ただし、算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 表示面積は、表示されるすべての広告面の合計面積とする。

3 変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後の広告物等について、この表により算定した額とする。

議案第 118 号

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

指定管理者が管理する駐車場の追加

現 行：盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場

改正後：盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場

3 施行期日

平成24年4月1日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 &lt;略&gt; (指定管理者による管理)</p> <p>第13条 駐車場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第14条 駐車場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>(指定等の告示)</p> <p>第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。 (変更の届出)</p> <p>第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 &lt;略&gt; (指定管理者による管理)</p> <p>第13条 駐車場のうち盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第14条 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。 (2) サービスの向上が図られること。 (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。 (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>(指定等の告示)</p> <p>第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。 (変更の届出)</p> <p>第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。            (指定管理者による管理の基準)</p> <p>第17条 指定管理者の行う<u>盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場</u>の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</li> <li>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</li> </ul> <p>(指定管理者の業務)</p>	<p>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。            (指定管理者による管理の基準)</p> <p>第17条 指定管理者の行う<u>盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場</u>の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</li> <li>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</li> </ul> <p>(指定管理者の業務)</p>
<p>第18条 <u>盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場</u>の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、同条第2号の時間を変更すること。</li> <li>(2) 第4条の規定に基づき、<u>盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場</u>の全部又は一部の供用を休止すること。</li> <li>(3) 第6条第1項の許可を行うこと。</li> <li>(4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</li> <li>(5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。</li> <li>(6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは<u>盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場</u>からの退去若しくは自転車の撤去を命ずること。</li> <li>(7) 第11条の規定により放置自転車を処理すること。</li> <li>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</li> <li>(9) 前各号に掲げるもののほか、<u>盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場</u>の管理に関すること。</li> </ul> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おう</p>	<p>第18条 <u>盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場</u>の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、同条第2号の時間を変更すること。</li> <li>(2) 第4条の規定に基づき、<u>盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場</u>の全部又は一部の供用を休止すること。</li> <li>(3) 第6条第1項の許可を行うこと。</li> <li>(4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</li> <li>(5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。</li> <li>(6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは<u>盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場</u>からの退去若しくは自転車の撤去を命ずること。</li> <li>(7) 第11条の規定により放置自転車を処理すること。</li> <li>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</li> <li>(9) 前各号に掲げるもののほか、<u>盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場</u>の管理に関すること。</li> </ul> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おう</p>

改正後	改正前
<p>とするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>＜略＞（事業報告書の提出）</p> <p>附 則（平成22年条例第9号）</p> <p>この条例は、平成22年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際改正前の盛岡市自転車等駐車場条例第6条第1項の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該許可を受けるために市長に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。</p> <p>3 改正後の盛岡市自転車等駐車場条例第14条及び第15条に規定する指定の手続等は、施行日前においても行うことができる。</p> <p>＜略＞</p>	<p>とするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>＜略＞</p> <p>附 則（平成22年条例第9号）</p> <p>この条例は、平成22年9月1日から施行する。</p>

## 議案第 119 号

## 盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例について

## 1 制定の趣旨

旧覆馬場を活用することにより、郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、市民の交流の場を提供する施設として、旧覆馬場活用交流施設を設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

## 2 条例の内容

## (1) 名称及び位置

名称	位置
盛岡ふれあい覆馬場プラザ	盛岡市青山二丁目 6 番 8 号

(2) 運営及び管理 指定管理者に行わせるものとする（利用料金制を採用する。）。

## (3) 開館時間及び休館日

ア 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

イ 休館日 毎月第 3 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）及び12月30日から翌年の 1 月 3 日までの日

## (4) 使用料

アリーナ、交流ホール又は広場を使用しようとする者から次の使用料を徴収する。

区分		午前 9 時 から正午 まで	正午から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	正午から 午後 9 時 まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
アリーナ	全面使用	1,800円	2,400円	2,200円	4,000円	4,600円	6,000円
	半面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
交流ホール		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
広場		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

## 備考

- 午前 9 時前又は午後 9 時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間 1 時間までごとに、それぞれ午前 9 時前のときは午前 9 時から正午までの、午後 9 時後のときは午後 5 時から午後 9 時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

2 暖房を使用する期間に交流ホールを使用する場合においては、表に掲げる額（備考1に該当する場合にあっては、備考1に定める額）の3割に相当する額を暖房料として徴収する。

3 施行期日

平成24年6月1日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 120 号

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市生活改善センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 「盛岡市生活改善センター」の名称を「盛岡市川目生活改善センター」に改める。
- (2) 盛岡市川目生活改善センター、盛岡市砂子沢生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センターについて、原則として休館しないものとする。
- (3) 盛岡市川目生活改善センターの管理を指定管理者に行わせる。

3 施行期日

規則で定める日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例施行の日前においても行うことができる。

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年3月29日条例第18号 改正 昭和54年12月24日条例第34号 平成12年3月30日条例第28号 平成16年12月27日条例第50号 平成17年12月26日条例第81号  盛岡市生活改善センター条例 (趣旨) 第1条 この条例は、生活改善センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 地域住民の生活改善の促進を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、生活改善センターを次表のとおり設置する。	○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年3月29日条例第18号 改正 昭和54年12月24日条例第34号 平成12年3月30日条例第28号 平成16年12月27日条例第50号 平成17年12月26日条例第81号  盛岡市生活改善センター条例 (趣旨) 第1条 この条例は、生活改善センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 地域住民の生活改善の促進を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、生活改善センターを次表のとおり設置する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市川目生活改善センター</td> <td>盛岡市川目第10地割1番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>盛岡市砂子沢第10地割7番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山生活改善センター</td> <td>盛岡市玉山区日戸字鷹高28番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>盛岡市玉山区薮川字外山35番地44</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1	盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地1	盛岡市玉山生活改善センター	盛岡市玉山区日戸字鷹高28番地2	盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市玉山区薮川字外山35番地44	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市生活改善センター</td> <td>盛岡市川目第10地割1番地の1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>盛岡市砂子沢第10地割7番地の1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山生活改善センター</td> <td>盛岡市玉山区日戸字鷹高28番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>盛岡市玉山区薮川字外山35番地44</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地の1	盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地の1	盛岡市玉山生活改善センター	盛岡市玉山区日戸字鷹高28番地2	盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市玉山区薮川字外山35番地44
名称	位置																				
盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1																				
盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地1																				
盛岡市玉山生活改善センター	盛岡市玉山区日戸字鷹高28番地2																				
盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市玉山区薮川字外山35番地44																				
名称	位置																				
盛岡市生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地の1																				
盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地の1																				
盛岡市玉山生活改善センター	盛岡市玉山区日戸字鷹高28番地2																				
盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市玉山区薮川字外山35番地44																				
(開館時間)	(開館時間)																				
第3条 生活改善センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法	第3条 生活改善センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法																				

改正後	改正前
<p>律第67号。以下「法」という。) 第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理するセンターにあつては、指定管理者。<u>以下第6条まで及び第11条</u>において同じ。)が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 センターは、休館しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休館することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、盛岡市玉山生活改善センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日            (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日            (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>(センターの使用)</p> <p>第5条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 市長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。            (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。            (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。</p> <p>3 市長は、センターの管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p>	<p>律第67号。以下「法」という。) 第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理するセンターにあつては、指定管理者。<u>次条、第6条、第7条及び第12条</u>において同じ。)が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日            (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日            (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>(開館時間及び休館日の特例)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、盛岡市砂子沢生活改善センター、盛岡市玉山生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センターの開館時間及び休館日は、市長が定める。</p> <p>(センターの使用)</p> <p>第6条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 市長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。            (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。            (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。</p> <p>3 市長は、センターの管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p>

改正後	改正前
(許可の取消し等)	(許可の取消し等)
第6条 市長は、センターの管理上必要があると認めた場合又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。	第7条 市長は、センターの管理上必要があると認めた場合又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。
(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。	(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条第3項の条件に違反したとき。
(禁止行為)	(禁止行為)
第7条 使用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。	第8条 使用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。	(1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。 (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
(使用料)	(使用料)
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。	第9条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。
(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。	(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。
2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。	2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第9条 市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）は、使用料を減免することができる。	第10条 市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）は、使用料を減免することができる。

## 改正後

## (使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

## (損害賠償)

第11条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

## (指定管理者による管理)

第12条 センター（盛岡市玉山生活改善センターを除く。次条、第16条及び第17条において同じ。）の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

## (指定管理者の指定の手続)

第13条 センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

## (指定等の告示)

第14条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しく

## 改正前

## (使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

## (損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

## (指定管理者による管理)

第13条 センターのうち盛岡市砂子沢生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

## (指定管理者の指定の手続)

第14条 盛岡市砂子沢生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

## (指定等の告示)

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しく

改正後	改正前
<p>は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第15条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p>	<p>は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p>
<p>第16条 指定管理者の行う<u>センター</u>の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p> <p>(指定管理者の業務)</p>	<p>第17条 指定管理者の行う<u>盛岡市砂子沢生活改善センター</u>及び<u>盛岡市岩洞生活改善センター</u>の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p> <p>(指定管理者の業務)</p>
<p>第17条 <u>センター</u>の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条第1項ただし書の規定に基づき、臨時に休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは<u>センター</u>からの退去を命ずること。</p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、<u>センター</u>の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p>	<p>第18条 盛岡市砂子沢生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第5条の規定により市長が定めた開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第5条の規定により市長が定めた休館日に臨時に開館し、又は当該休館日以外の日に臨時に休館すること。</p> <p>(3) 第6条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは<u>盛岡市砂子沢生活改善センター</u>及び<u>盛岡市岩洞生活改善センター</u>からの退去を命ずること。</p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、<u>盛岡市砂子沢生活改善センター</u>及び<u>盛岡市岩洞生活改善センター</u>の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>センターの管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況            (2) 使用者の数            (3) 管理経費の収支状況            (4) その他市長が必要があると認めた事項            (委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="background-color: #e0e0e0;">(規則第1号の施行規則第1号)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。(ただし、附則第1項の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するものについてはこの条例の施</p>	<p>岡市岩洞生活改善センターの管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況            (2) 使用者の数            (3) 管理経費の収支状況            (4) その他市長が必要があると認めた事項            (委任)</p> <p>第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>&lt;略&gt;</p>

## 改正後

## 改正前

行の日（以下「施行日」という。）前に当該許可を受けるために市長に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。

3. 改正後の生活改善センター条例第13条及び第14条に規定する指定の手続等は、施行日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分		午前 9時 から 正午 まで	正午 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 9時 まで	正午から 午後9時 まで	午前9時 から 午後9時 まで
盛岡市川 目生活改 善センタ ー	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	衣生活実習 室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
盛岡市砂 子沢生活 改善セン ター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
盛岡市玉 山生活改 善センタ ー	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
盛岡市岩 洞生活改 善センタ ー	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円

別表（第9条関係）

区分		午前 9時 から 正午 まで	正午 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 9時 まで	正午から 午後9時 まで	午前9時 から 午後9時 まで
盛岡市生 活改善セ ンター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	衣生活実習 室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
盛岡市砂 子沢生活 改善セン ター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
盛岡市玉 山生活改 善センタ ー	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
盛岡市岩 洞生活改 善センタ ー	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円

改正後							改正前									
善センタ 一	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		善センタ 一	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

議案第 121 号

盛岡市産業支援センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市産業支援センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 指定管理者による管理及び指定の手続に関する規定の整備
- (2) 盛岡市創業者支援審議会の廃止

3 施行期日

平成24年4月1日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 その他

盛岡市創業者支援審議会の役割（使用許可の際の意見及び使用者に対する支援内容に関する事項の調査）は、指定に係る協定に基づき第三者を交えて指定管理者が主宰する運営会議が引き継ぐこととする。

盛岡市産業支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市産業支援センター条例          &lt;略&gt;          (開館時間)</p> <p>第3条 産業支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、創業支援室にあっては午前零時から午後12時まで、交流ホールにあっては午前9時から午後6時までとする。ただし、市長<del>〔地方自治法（昭和22年法律第67号）〕以下「指定管理者」といふ。〕第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といふ。）が管理するセンターにあっては、<del>〔同上〕</del>第14条まで及び第16条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</del></p> <p>&lt;略&gt;          (使用の許可等)</p> <p>第5条 センターの創業支援室を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の2月前までに、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</li> <li>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。</li> </ol> <p>4 市長は、センターの創業支援室の管理上必要があると認めたときは、第</p>	<p>○盛岡市産業支援センター条例          &lt;略&gt;          (開館時間)</p> <p>第3条 産業支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、創業支援室にあっては午前零時から午後12時まで、交流ホールにあっては午前9時から午後6時までとする。ただし、市長<del>〔地方自治法（昭和22年法律第67号）〕以下「指定管理者」といふ。〕第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といふ。）が管理するセンターにあっては、<del>〔同上〕</del>第14条まで及び第16条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</del></p> <p>&lt;略&gt;          (使用の許可等)</p> <p>第5条 センターの創業支援室を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の2月前までに、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 <del>〔同上〕第1項の許可（同項後段の規定による期間の短縮の変更その他の軽微な変更に係る許可を除く。）をしようとするときは、〔監修官〕創業者支援審議会の意見を聴かなければならない。</del></p> <p>4 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</li> <li>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。</li> </ol> <p>5 市長は、センターの創業支援室の管理上必要があると認めたときは、第</p>

改正後	改正前
1項の許可に条件を付することができる。	1項の許可に条件を付することができる。
第6条 センターの交流ホールの全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。	第6条 センターの交流ホールの全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
2 <u>前条第3項及び第4項</u> の規定は、前項の許可について準用する。	2 <u>前条第4項及び第5項</u> の規定は、前項の許可について準用する。
<略>	<略>
(使用の許可の取消し等)	(使用の許可の取消し等)
第11条 市長は、センターの管理上必要があると認めたとき又は第5条第1項の許可を受けた者若しくは第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、 <u>第5条第4項</u> （第6条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。	第11条 市長は、センターの管理上必要があると認めたとき又は第5条第1項の許可を受けた者若しくは第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、 <u>第5条第5項</u> （第6条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。
(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。	(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
(2) 偽りその他の不正の手段により第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けたとき。	(2) 偽りその他の不正の手段により第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けたとき。
(3) 第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた後において、 <u>第5条第3項各号</u> （第6条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至ったとき。	(3) 第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた後において、 <u>第5条第4項各号</u> （第6条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至ったとき。
(4) <u>第5条第4項</u> の条件に違反したとき。	(4) <u>第5条第5項</u> の条件に違反したとき。
<略>	<略>
(損害賠償)	(損害賠償)
第16条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。	第16条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
(指定管理者による管理)	(審議会)
第17条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。	第17条 第5条第3項の意見を述べさせるとともに、センターの創業支援室の使用者に対する支援内容に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市創業者支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

改正後	改正前
<p><b>(指定管理者の指定の手続)</b></p> <p>第18条 センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2. 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 創業者及び市内において事業を営む者の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p>	<p>第18条 番議会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2. 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p><b>(指定等の告示)</b></p> <p>第19条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p><b>(変更の届出)</b></p> <p>第20条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2. 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>第19条 番議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2. 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>
<p><b>(指定管理者による管理の基準)</b></p> <p>第21条 指定管理者の行うセンターの管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管</p>	<p>第20条 番議会は、市長が招集する。</p> <p>2. 番議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3. 番議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4. 委員は、自己又は自己が代表者若しくは役員である法人の事案については、議事に加わることができない。</p>
	<p>第21条 番議会の庶務は、商工観光部において処理する。</p>

改正後	改正前
<p>理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p> <p>第22条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条第1項ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第4条第2項ただし書の規定に基づき、臨時に休館すること。</p> <p>(4) 第5条第1項又は第6条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第6条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(6) 第5条第4項の規定に基づき、同条第1項又は第6条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(7) 第7条第1項の規定に基づき、公募すること。</p> <p>(8) 第11条の規定に基づき、第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、第5条第4項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。</p> <p>(9) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。</p> <p>(10) 施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号から第3号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第5号、第6号又は第8号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第23条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければな</p>	<p>第22条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>

改正後	改正前
<p>ただし、年度の途中において法第41条の2第11項の規定に基づき 指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める 日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を 取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成 し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 営業使用者の数 (3) 管理経費の収支状況 (4) その他市長が必要であると認めた事項</p> <p>(委任)</p> <p><b>第24条</b> この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、 市長が定める。</p>	
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成14年11月1日から施行する。ただし、第7条及び第17条 から第22条までの規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年条例第5号抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年条例第30号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年条例第1号）</p> <p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規 定は、適用しない。</p> <p>この条例の施行の際改正前の盛岡市産業文化センター条例第5章第1節 第16条第1項の規定により免職が行われた市長で現にその効力を有す るもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」といふ）前に同一の職 位におけるために市長に対してなされた申請で施行日以後において指定管</p>	<p>（委任）</p> <p><b>第23条</b> この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、 市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成14年11月1日から施行する。ただし、第7条及び第17条 から第22条までの規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年条例第5号抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年条例第30号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。</p> <p>3 改正後の盛岡市産業支援センター条例第18条及び第19条に規定する指定の手続等は、施行日前においても行うことができる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<略>

保健福祉部 高齢者支援室  
児童福祉課

議案第 122 号

盛岡市老人福祉センター条例及び盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市川目第10地割地内に築川老人福祉センター及び川目児童センター築川分室を設置しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市老人福祉センター条例の一部改正

設置する老人福祉センターの名称及び位置

名称	位置
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地 1

(2) 盛岡市児童館条例の一部改正

設置する児童館の名称及び位置

名称	位置
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地 1

3 施行期日

規則で定める日

4 事業概要

(1) 敷地面積 3,105.12 m<sup>2</sup>

(2) 建築面積 ア 築川老人福祉センター部分 180.22 m<sup>2</sup>

イ 川目児童センター分室部分 210.19 m<sup>2</sup>

(参考) 築川支所部分 : 53.05 m<sup>2</sup>, 共用部分 206.16 m<sup>2</sup>, 延べ床面積 : 649.62 m<sup>2</sup>

(3) 建物構造 木造平屋建

(4) 施設内容 ア 築川老人福祉センター 調理室, 集会・談話室, 相談室, 教養・娯楽室

イ 川目児童センター分室 図書室, 集会室, 遊戯室他

(5) 特記事項 築川支所との複合施設である。

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市老人福祉センター条例	○盛岡市老人福祉センター条例
(設置)	(設置)
第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。	第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。
名称	位置
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号
名称	位置
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号

改正後		改正前	
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町 7 番27号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町 7 番27号
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目 6 番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目 6 番27号
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢 1 地割 1 番地39	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢 1 地割 1 番地39
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番 5 号	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番 5 号
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目 1 番 4 号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目 1 番 4 号
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地 5	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地 5
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号
盛岡市立篠川老人福祉センター	盛岡市川口第10地割78番地 1		

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
盛岡市児童館条例 (設置)		盛岡市児童館条例 (設置)	
第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。		第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目 6番11号	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目 6番11号
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目 6番27号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目 6番27号
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番 1号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番 1号
盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番 3号	盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番 3号
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番 1号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番 1号
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番 1号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番 1号
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目 7番 1号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目 7番 1号
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番 1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番 1号
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目 3番18号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目 3番18号
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目 5番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目 5番18号
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目 8番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目 8番18号
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町 1番57号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町 1番57号

## 改正後

## 改正前

盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3
盛岡市立上飯岡児童センター	盛岡市上飯岡16地割26番地
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市玉山区巻堀字巻堀101番地1
盛岡市立日戸児童館	盛岡市玉山区日戸字市の坪25番地1
盛岡市立好摩児童館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地85
盛岡市立生出児童館	盛岡市玉山区下田字仲平66番地2
盛岡市立渋民児童館	盛岡市玉山区渋民字鶴塚62番地1

盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3
盛岡市立上飯岡児童センター	盛岡市上飯岡16地割26番地
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市玉山区巻堀字巻堀101番地1
盛岡市立日戸児童館	盛岡市玉山区日戸字市の坪25番地1
盛岡市立好摩児童館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地85
盛岡市立生出児童館	盛岡市玉山区下田字仲平66番地2
盛岡市立渋民児童館	盛岡市玉山区渋民字鶴塚62番地1

2 盛岡市川目児童センターに次表のとおり分室を設置する。

名称	位置
盛岡市立川目児童センター築川 分室	盛岡市川目第10地割78番地1

附 則(平成23年条例第1号)

(1)条例付規則で定める日から施行する。